

# 使用料の目安について

使用許可する面積は、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転落防止用鉄板等を投影する部分であり、入札公告「1 条件付き一般競争入札に付する事項」中「(2) 入札物件」の表中に記載してある利用可能面積とする。使用料は、利用可能面積を基に下関市行政財産使用料条例（平成17年2月13日条例第91号）の定めるところにより算定した金額とする（なお、使用料の算定にあたって、使用面積に1㎡未満の端数があるときは端数を切り上げて計算する）。

2㎡あたりの目安（年額）

第1突堤・・・2, 148円

上記金額はあくまで目安になります。条例の改正等により変更する場合があります。